移出に係る輸出酒類販売場の所在地又は当該酒類製造者の消費税に係る納税地」と、同条第二項中「令第十八条第三項」とあるのは「租税特別措置法施行令第四十六条の八の二第三項」と、「輸出物品販売場」とあるのは「輸出酒類販売場」と、「事業者」とあるのは「酒類製造者」と読み替えるものとする。

2　消費税法施行規則第七条の二第二項の規定は、施行令第四十六条の八の二第二項第二号の規定により免税酒類の引渡しを受けた国際第二種貨物利用運送事業者（同号に規定する国際第二種貨物利用運送事業者をいう。次条第三項において同じ。）による書類の保存について準用する。この場合において、消費税法施行規則第七条の二第二項中「令第十八条第二項第三号又は第六号」とあるのは「租税特別措置法施行令第四十六条の八の二第二項第二号」と、「免税対象物品」とあるのは「同条第一項に規定する免税酒類」と、「同条第十項」とあるのは「同条第五項」と、「同条第二項第三号又は第六号」とあるのは「同号」と読み替えるものとする。

（輸出酒類販売場で購入した酒類を亡失した場合の免税手続）

第三十七条の四の三　法第八十七条の六第三項本文の承認を受けようとする者は、消費税法施行規則第八条第一項に規定する申請書で、当該酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの数量を付記したものに亡失証明書を添付して、これを法第八十七条の六第三項本文に規定する税関長に提出しなければならない。

2　前項の亡失証明書の交付を受けようとする者は、消費税法施行規則第八条第二項に規定する書類で、当該酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの数量を付記したものを、その亡失の場所の最寄りの税務署長に提出しなければならない。

3　施行令第四十六条の八の二第七項の規定により読み替えられた法第八十七条の六第三項本文の承認を受けようとする国際第二種貨物利用運送事業者は、消費税法施行規則第八条第三項に規定する申請書で、当該酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの数量を付記したものを、施行令第四十六条の八の二第七項の規定により読み替えられた法第八十七条の六第三項本文に規定する消費税に係る納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

（輸出酒類販売場で購入した酒類の譲渡等の手続）

第三十七条の四の四　法第八十七条の六第四項ただし書の承認を受けようとする者は、消費税法施行規則第九条に規定する申請書で、当該酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの数量を付記したものを、同項ただし書に規定する税務署長に提出しなければならない。

（輸出酒類販売場の許可申請書の記載事項等）

第三十七条の四の五　施行令第四十六条の八の四第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号

二　当該許可を受けようとする酒類の製造場の所在地及び名称

三　その他参考となるべき事項

2　施行令第四十六条の八の四第一項に規定する財務省令で定める書類は、輸出酒類販売場の許可を受けようとする酒類の製造場の敷地の状況及び建物の構造を示す図面とする。

（輸出酒類販売場をやめようとする旨の届出書の記載事項等）

第三十七条の四の六　施行令第四十六条の八の四第五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　届出者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号

二　法第八十七条の六第一項の規定の適用を受けることをやめようとする輸出酒類販売場の所在地及び名称

三　当該輸出酒類販売場に係る法第八十七条の六第七項の許可を受けた年月日

四　その他参考となるべき事項

第三十九条の四第四項中「製造場」の下に「、採取場」を加える。

第三十九条の五の見出し中「特定用途石油製品」を「特定用途石油製品等」に改める。

第三十九条の七第二項中「が施行令第五十条の二第三項」を「が同項」に、「施行令第五十条の二第四項」を「同条第四項」に改める。

第四十条中「第四十条の六まで」を「第四十条の四まで、第四十条の六及び第四十条の七」に改める。

第四十条の二第一項中「第五十一条の二第一項」を「第五十一条の二第一項第一号」に、「揮発油自動車」を「乗用自動車」に改め、同項各号を次のように改める。

一　窒素酸化物の排出量が道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。次項第一号、第四十条の四及び第四十条の七において「細目告示」という。）第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定実施要領（平成十二年運輸省告示第百三号）第五条の規定による認定（次項第一号、第四十条の四及び第四十条の五第一項において「低排出ガス車認定」という。）を受けたものであること。

二　次に掲げる期間の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成二十九年五月一日から平成三十年四月三十日までの期間　自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号。ロ、次項第二号、第四十条の四第七項第二号イ及び第十一項第二号並びに第四十条の五第一項において「燃費評価実施要領」という。）第三条に規定する十・十五モード燃費値が同条第一号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証に第三項に定める方法により当該自動車のエネルギー消費効率（法第九十条の十二第一項第四号イ(2)に規定するエネルギー消費効率をいう。ロ、次項第二号及び第四十条の四第十項において同じ。）が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準三十八パーセント向上達成車、平成二十二年度燃費基準六十五パーセント向上達成車、平成二十二年度燃費基準八十パーセント向上達成車又は平成二十二年度燃費基準九十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

ロ　平成三十年五月一日から平成三十一年四月三十日までの期間　燃費評価実施要領第三条に規定する十・十五モード燃費値が同条第一号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証に第三項に定める方法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準五十パーセント向上達成車、平成二十二年度燃費基準六十五パーセント向上達成車、平成二十二年度燃費基準八十パーセント向上達成車又は平成二十二年度燃費基準九十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

第四十条の二第三項を同条第四項とし、同条第二項中「法第九十条の十二第一項第四号イ(3)に規定する」及び「同号ロ(3)に規定する」を削り、「第一条第二号」の下に「及び第三号」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　施行令第五十一条の二第一項第二号に規定する財務省令で定める貨物自動車は、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。